

出張者用プランと駐在者用プランの比較

保険期間が32日以上の場合には、旅行目的が出張でも「駐在者用」プランにご加入いただけます。
また、反対に旅行目的が駐在でも「出張者用」プランにご加入いただくことも可能です。

傷害死亡、傷害後遺障害、疾病死亡については出張者用プラン・駐在者用プランに共通の補償です。

補償項目	出張者用	駐在者用
治療・救済費用	<ul style="list-style-type: none"> 出張・駐在中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など 出張・駐在中に行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地へ行く費用、捜索・救助費用など(300万円限度)を補償 	
疾病応急治療・救済費用 (保険期間31日までのご契約の場合)	旅行出発前の病気で、出張中に応急治療を受けた場合や、3日以上入院し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合(300万円限度)	<p>出張者用プランと駐在者用プランは個人賠償責任と携行品損害の補償が異なります。 お客さまのニーズにあったプランをお選びください。</p>
緊急歯科治療費用 (保険期間31日までのご契約の場合)	出張中、急激な歯の痛みや苦痛を一時的に除去・緩和するための応急治療を受けた場合など(10万円限度)	
個人賠償責任	出張中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など	
携行品 (携行品1つあたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度)	出張中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など	
航空機寄託手荷物遅延	出張中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合	
航空機遅延費用	出張中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など	
家族総合賠償責任 (被害者治療費用がセットされています。) (保険期間32日以上のご契約の場合)	<p>こちらの補償は駐在者用プランのみとなります。</p>	<p>駐在中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など</p> <p>また、失火によるアパートなどの借用住宅に対する損害賠償責任、自動車事故による損害賠償責任(現地の自動車保険で支払い切れない場合など)について補償、また、損害賠償責任の有無に関係なく、住宅内で来客などがケガをした場合に負担した治療費用も補償</p>
生活用動産(長期用) (家財・身の回り品など1個あたり10万円限度) (乗車券・航空券などの場合は5万円限度) (保険期間32日以上のご契約の場合)		<p>駐在中に携行するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など</p> <p>また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など</p>
緊急一時帰国費用 【オプション】 (保険期間3か月以上にセットできます。)		<p>出張中に家族※1の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。)</p> <p>駐在中に家族※1の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。)</p> <p>また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族※2の費用も補償</p>

※1 配偶者または2親等内の親族

※2 配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等内の親族